

## 付 議 第 2 号

### 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により、知事から、高知県高等学校等奨学金の貸付に係る債権の支払督促等事務を教育次長に補助執行させることについて、協議がありましたので、これに同意することについて、高知県教育委員会事務委任等規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)第2条第26号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。

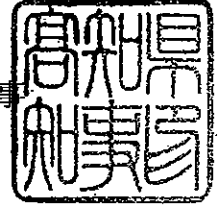


別紙

28高法務第184号  
平成28年11月21日

高知県教育長 様

高知県知事



支払督促の申立て等の事務の補助執行に関する協議について

地方自治法第180条の2の規定に基づき、下記1の貸付に係る債権について、下記2の事務を教育次長に補助執行させることに関して協議します。

記

1 高等学校等奨学金の貸付の内容

- (1) 主債務者 [REDACTED]  
貸付期間 平成18年4月から平成18年11月まで  
貸付金額 144,000円  
連帯保証人 [REDACTED]、[REDACTED]
- (2) 主債務者 [REDACTED]  
貸付期間 平成19年4月から平成22年3月まで  
貸付金額 648,000円  
連帯保証人 [REDACTED]、[REDACTED]
- (3) 主債務者 [REDACTED]  
貸付期間 平成20年4月から平成23年3月まで  
貸付金額 648,000円  
連帯保証人 [REDACTED]、[REDACTED]
- (4) 主債務者 [REDACTED]  
貸付期間 平成20年4月から平成23年3月まで  
貸付金額 1,080,000円  
連帯保証人 [REDACTED]、[REDACTED]

2 補助執行を求める事務

- (1) 支払督促の申立て（民事訴訟法383条）に関連する一切の事務
- (2) 仮執行宣言の申立て（同法391条1項）に関連する一切の事務
- (3) 債務者から支払督促又は仮執行宣言付支払督促に対して督促異議の申立てがあり、通常訴訟へ移行（同法395条）した場合の当該訴訟に関連する一切の事務

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案説明

本議案は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、下記1の貸付に係る債権における下記2の事務を、知事から教育次長に補助執行させることに関して協議があったことにつき、同意の決議を求めようとするものである。

記

1 高等学校等奨学金の貸付の内容

- (1) 主債務者 (個人名)  
貸付期間 平成18年4月から平成18年11月まで  
貸付金額 144,000円  
連帯保証人 (個人名)
- (2) 主債務者 (個人名)  
貸付期間 平成19年4月から平成22年3月まで  
貸付金額 648,000円  
連帯保証人 (個人名)
- (3) 主債務者 (個人名)  
貸付期間 平成20年4月から平成23年3月まで  
貸付金額 648,000円  
連帯保証人 (個人名)
- (4) 主債務者 (個人名)  
貸付期間 平成20年4月から平成23年3月まで  
貸付金額 1,080,000円  
連帯保証人 (個人名)

2 補助執行を求める事務

- (1) 支払督促の申立て(民事訴訟法第383条)に関連する一切の事務
- (2) 仮執行宣言の申立て(同法第391条第1項)に関連する一切の事務
- (3) 債務者から支払督促又は仮執行宣言付支払督促に対して督促異議の申立てがあり、通常訴訟へ移行(同法395条)した場合の当該訴訟に関連する一切の事務

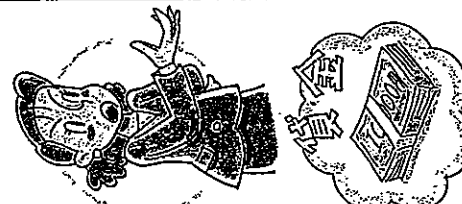
地方自治法

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長(教育委員会にあつては、教育長)、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

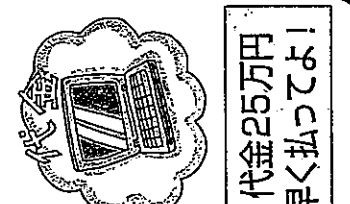
手続の流れ

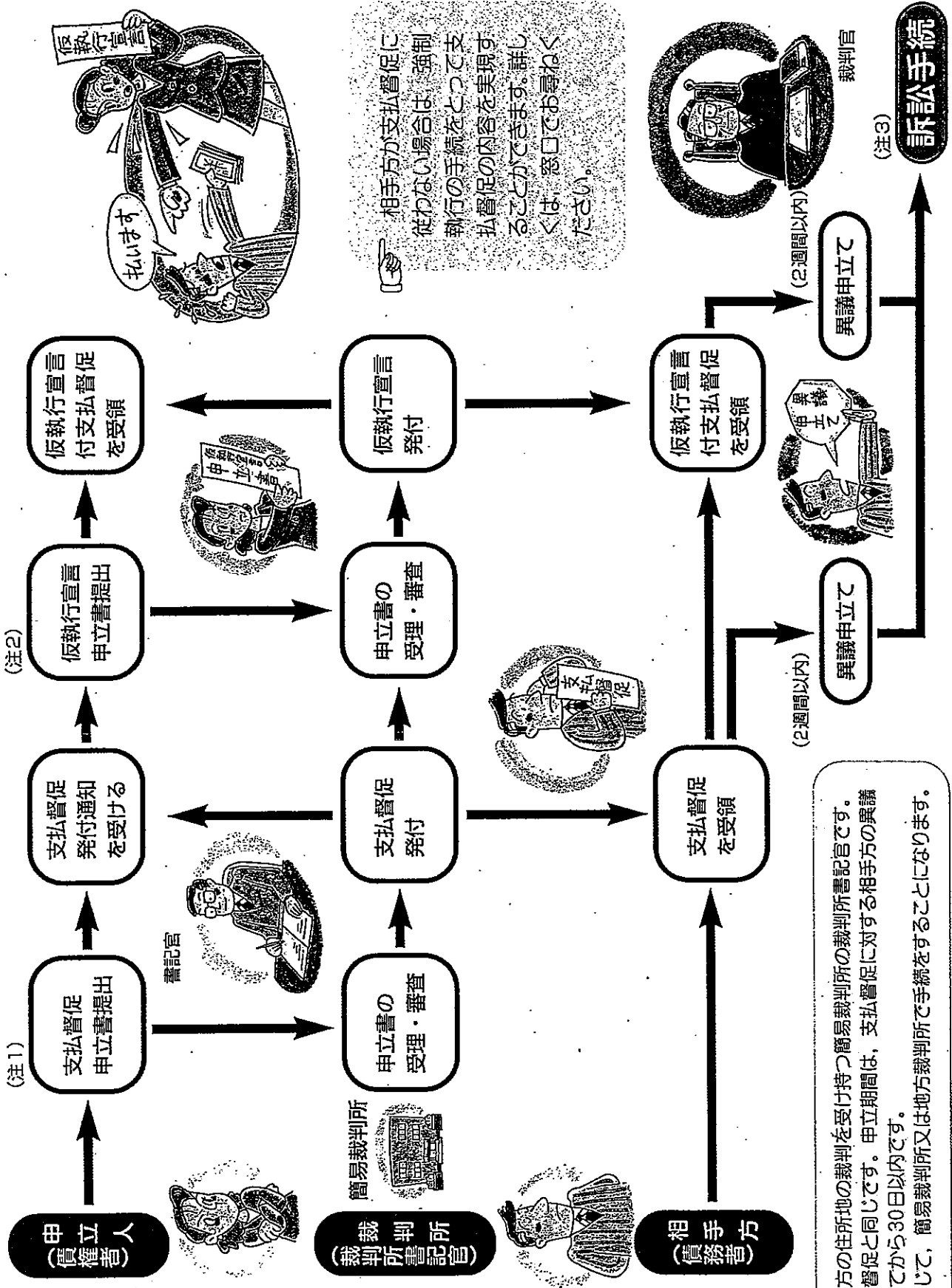
**紛争の発生**

貸金50万円返してよ!



代金25万円早く払ってよ!





(注1) 申立先は相手方の住所地の裁判を受け持つ簡易裁判所の裁判所書記官です。  
 (注2) 申立先は支払督促と同じです。申立期間は、支払督促に対する相手方の異議申立期間が過ぎてから30日以内です。  
 (注3) 請求の額に応じて、簡易裁判所又は地方裁判所で手続をすることになります。